

令和4年6月規制改革実施計画 実施事項検討状況（令和4年11月7日時点）

（5）利用者のケアの充実が図られ専門職が力を発揮できる持続的な介護制度の構築

No.19 介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減

規制改革の内容	実施時期	現在の検討状況と今後の予定（令和4年11月7日時点）
<p>a 厚生労働省は、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書、指導監査関連文書について、介護事業者は国が定める様式に基づいて作成の上、国が定める書類を添付して手続等を行うこととするための所要の法令上の措置を講ずる。その際、具体的な様式・添付書類を検討するに当たっては、現行の標準様式及び標準添付書類に準拠することを基本とする。また、国が定める様式及び添付書類には押印又は署名欄は設けないことを基本とし、あわせて、地方公共団体に対して押印又は署名を求めることがないよう要請する。</p> <p>なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないこととし、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない。</p>	<p>a：令和4年度措置</p>	<p>&lt;現在の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）の中で、対応方針に関する議論等を行ったところ。（7月21日、8月24日、9月29日、10月27日実施済）（専門委員会資料掲載先） <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05896.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05896.html</a></li> <li>「地方公共団体に対して押印又は署名を求めることがないよう要請する。」については、「介護サービス事業所指定における電子申請・届出システムの運用開始に伴う対応等について」（令和4年9月29日付け老発0929第4号厚生労働省老健局長通知）を发出し、本通知の中で再度の周知を行った。（通知掲載先） <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html</a></li> <li>「所要の法令上の措置」については、介護保険法施行規則に標準様式やシステムについて明記する等の対応を専門委員会において検討を行ったところであり、当該省令改正を令和4年度中に行う。</li> </ul> <p>&lt;今後の予定&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>10月27日の専門委員会での議論を踏まえ、今後とりまとめを行い、介護保険部会等への報告を行う予定。</li> </ul>
<p>b 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して行う手続について、その簡素化や利便性向上に係る国や地方公共団体に対する要望を随時に提出できる専用の窓口を設ける。当該要望については、介護事業者、地方公共団体関係者及び中立的な学識経験者の3者のバランスのとれた員数によって構成される会議体で改善等の対応を検討する仕組みを構築し、内容、件数及び処理状況を整理し、公表する。地方公共団体に対する要望については、必要に応じて当該地方公共団体に対する助言等を行う。</p>	<p>b：令和4年度措置</p>	<p>&lt;現在の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記と同様に専門委員会の中で議論等を実施。</li> <li>令和4年9月29日に要望受付フォームを厚労省HPに掲載の上、「介護サービス事業所指定における電子申請・届出システムの運用開始に伴う対応等について」（令和4年9月29日付け老発0929第4号厚生労働省老健局長通知）の发出等により周知を行った。（専用の窓口掲載先） <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html</a></li> </ul> <p>&lt;今後の予定&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>窓口へ提出された要望については、必要に応じて語るべき内容については専門委員会で議論を行い、個別自治体に対する要望については、事務局から自治体に伝えることを想定。</li> <li>定期的に件数や内容の分類を集約した上で、専門委員会に報告を行い、公表を行うことを想定。</li> </ul>
<p>c 厚生労働省は、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる。ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。</p>	<p>c：（前段）令和7年度措置</p>	<p>&lt;現在の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記と同様に専門委員会の中で議論等を実施。</li> <li>通知により「電子申請届出システム」の機能概要等の周知を実施。</li> <li>「所要の法令上の措置」については、介護保険法施行規則に標準様式やシステムについて明記する等の対応を専門委員会において検討を行ったところであり、当該省令改正を令和4年度中に行う。</li> </ul> <p>&lt;今後の予定&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「電子申請届出システム」については、令和4年度下期から順次運用を開始していく。</li> <li>10月27日の専門委員会での議論を踏まえ、今後とりまとめを行い、介護保険部会等への報告を行う予定。</li> <li>令和4年10月21日時点のデータでは、第一期利用開始意向自治体数が31、第二期が83。伴走支援や好事例の横展開等を行うことにより、早期利用開始へ向けた支援を実施予定。</li> <li>現在、全自治体を対象に「利用開始時期の意向調査」を行っており、調査項目の中に「利用を困難とする」項目を新たに追加し、項目をチェックした際には、理由の入力を必須とし、自治体名と理由の公表を検討。</li> </ul>
<p>なお、当該措置が完了するまでの当面の間、厚生労働省は、介護事業者が、その選択により、デジタル技術であって適切なもの（電子メールや地方公共団体が作成したWEB上の入力フォームへの入力等を含む。）又は書面によって、申請・届出を行うこととするための所要の措置を講ずる。</p>	<p>c：（後段）令和4年度上期措置</p>	<p>&lt;現在の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル手続法第6条により、現時点においてもオンラインによる申請は可能であり、「社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」中間取りまとめを踏まえた対応について」（令和2年3月6日付け老発0306第8号厚生労働省老健局長通知）においても、提出方法は「原則として郵送又は電子メール」とする旨をお示ししていたが、令和4年9月に「介護サービス事業所指定における電子申請・届出システムの運用開始に伴う対応等について」（令和4年9月29日付け老発0929第4号厚生労働省老健局長通知）を发出し、システム運用開始も踏まえた、提出方法についての周知を行った。</li> </ul> <p>&lt;今後の予定&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通知で示した提出方法の地方公共団体への浸透状況については、インセンティブ交付金の評価指標への設定等により、フォローアップを実施する予定。</li> </ul>
<p>d 厚生労働省は、介護保険法の関係法令の規定に基づく介護事業者の届出であって、法人関係事項その他の事業所固有の事項以外の事項に関するものについては、届出手続のワンストップ化を実現するための所要の措置を講ずる。ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。</p>	<p>d：令和7年度措置</p>	<p>c（前段）令和7年度措置に係る検討状況と同じ。</p>
<p>e 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づき行う必要がある申請、届出その他の手続に関する負担軽減に係る取組項目ごとの地方公共団体の実施状況や手続の利便性向上に係る地方公共団体の好取組事例を定期的に調査の上、公表する。調査に当たっては、地方公共団体ごとの手続のデジタル化の有無、厚生労働省の「電子申請届出システム」の利用の有無、押印廃止の進捗状況、紙による申請書類の有無も含めて確認し、公表する。</p>	<p>e：令和4年度措置</p>	<p>&lt;現在の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度のインセンティブ交付金においては、「押印の見直しによる簡素化」や「提出方法（持参・郵送等）の見直しによる簡素化」等についての評価指標を設けて、負担軽減に係る取組を促進しているところ。</li> <li>令和5年度のインセンティブ交付金においては、押印は全て不要とした場合に評価することや「電子申請届出システム」の利用を開始することによる評価等、規制改革実施計画の内容も踏まえ、令和4年度インセンティブ交付金の評価指標からの見直しを実施した。</li> <li>令和4年度老人保健健康増進等事業により、地方公共団体ごとの好取組事例や手続きのデジタル化の有無、厚生労働省の「電子申請届出システム」の利用の有無、押印廃止の進捗状況、紙による申請書類の有無等の調査を実施中。</li> <li>9月29日に厚労省HPに設置を行った「専用の窓口」に提出された要望の中から、負担軽減に係る取組項目ごとの地方公共団体の実施状況に係る要望等についても整理を実施中。</li> </ul> <p>&lt;今後の予定&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度中に評価結果と調査結果を公表予定。</li> <li>「専用の窓口」で受け付けた要望については整理を行った上で、随時公表を予定。</li> </ul>
<p>f 厚生労働省は、地方公共団体による独自ルールの明文化を徹底した上で、地方公共団体ごとの独自ルールの有無・内容を整理し、定期的に公表する。</p>	<p>f：令和4年度措置</p>	<p>&lt;現在の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度老人保健健康増進等事業で地方公共団体による独自ルールに関する調査を実施中。</li> </ul> <p>&lt;今後の予定&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度中に調査結果を整理の上、公表予定。</li> </ul>